

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立早良高等学校
課程又は教育部門	全日制

50

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条」

本校はいじめ、暴力、差別は絶対に許さない心の教育を継続し、安心安全な学校づくりを推進する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは全ての生徒に関係する問題であるとの認識の下、いじめは決して許されないということを生徒に認識させ、豊かな道徳心とお互いの人格を尊重し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

そのために、校内外でのボランティア活動や、人権啓発に関する「早良みらいプログラム（総合的な探究の時間等）」、人権学習などの取組はもとより、全校集会等の各種集会など、あらゆる教育場面を活用する。さらに部活動においても、いじめのない環境で実施するため、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法についても機会を捉え、各顧問が指導を行う。

また、学校いじめ防止基本方針を全ての教職員に周知し、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組を徹底するために2回（①いじめ防止コーディネーターによるもの、②スクールカウンセラー（以下「SC」という。）等外部専門家によるもの）校内研修を行う。校内研修においては、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員等への正しい理解の促進を図る。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1） 基本的考え方

いじめは、大人が気づきにくい形で行われていることを全職員が認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

（2） いじめの早期発見のための措置

① アンケートの実施【令和6年度の実施日程（予定）】

実施予定日	アンケートの種類	実施予定日	アンケートの種類
4月15日（月）	スマイルアンケート	5月13日（月）	学校生活アンケート
6月11日（火）	いじめアンケート（無記名）	7月8日（月）	スマイルアンケート

実施予定日	アンケートの種類	実施予定日	アンケートの種類
7月16日(火)	家庭用チェックリスト	8月26日(月)	スマイルアンケート
9月17日(火)	スマイルアンケート	10月7日(月)	学校生活アンケート
11月11日(月)	いじめアンケート(無記名)	12月9日(月)	スマイルアンケート
12月16日(月)	家庭用チェックリスト	1月20日(月)	学校生活アンケート
2月12日(水)	いじめアンケート(無記名)	2月26日(水)	スマイルアンケート

・担任で集約(即日)⇒学年主任⇒学年支援課(養護教諭含む)⇒生徒部長⇒教頭(いじめはないかと疑われる記入については、即座に担任から学年主任、生徒部長及び管理職に報告する。)

・「いじめにあっていない」「学校生活で困っていない」以外の記入があるアンケートはすべてコピーをとって生徒部長に提出する。(緊急を要する場合は集約前に即提出)いじめ対策委員会にて対応を協議する。

構成員：校長、副校長、教頭、生徒部長、教務部長、進路部長、学年部長、生徒部指導課長、生徒部支援課長、養護教諭、当該クラス担任・学年主任

【外部専門家】SC、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)、特別支援教育支援員、学校医、早良警察署スクールサポーター

② 気づきメモの実施

1・2学期に全教職員に対して実施し、授業のみならず学校生活全般においてコミュニケーションや人間関係構築等に課題のある生徒についての情報を収集する。

支援課長が集約し、関係職員に連絡、SC・SSW・特別支援教育支援員との面接予定を作成するとともに、いじめに係る内容は生徒部長に報告する。

③ 家庭用チェックリストの配付・回収、相談ポストの設置と毎日の点検、昼休み巡回指導

・家庭用チェックリストは年2回(7月、12月)配付・回収する。

・相談ポストは保健室付近と事務室付近の2カ所に設置し、係が毎日点検する。

・複数名の教員がクラスやトイレなど巡回することでいじめやトラブルの早期発見に努める。

・毎週実施される各学年担任会での生徒情報交換会などにより、いじめに係る情報を収集し、いじめに係る内容は生徒部長に報告する。

4 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む))

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。))P5)

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

インターネットや携帯電話等を利用したいじめに対して適切に対応する。

いじめの発見・通報を受けた場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、教育的配慮の下、毅然とした態度で組織的な対応を行う。

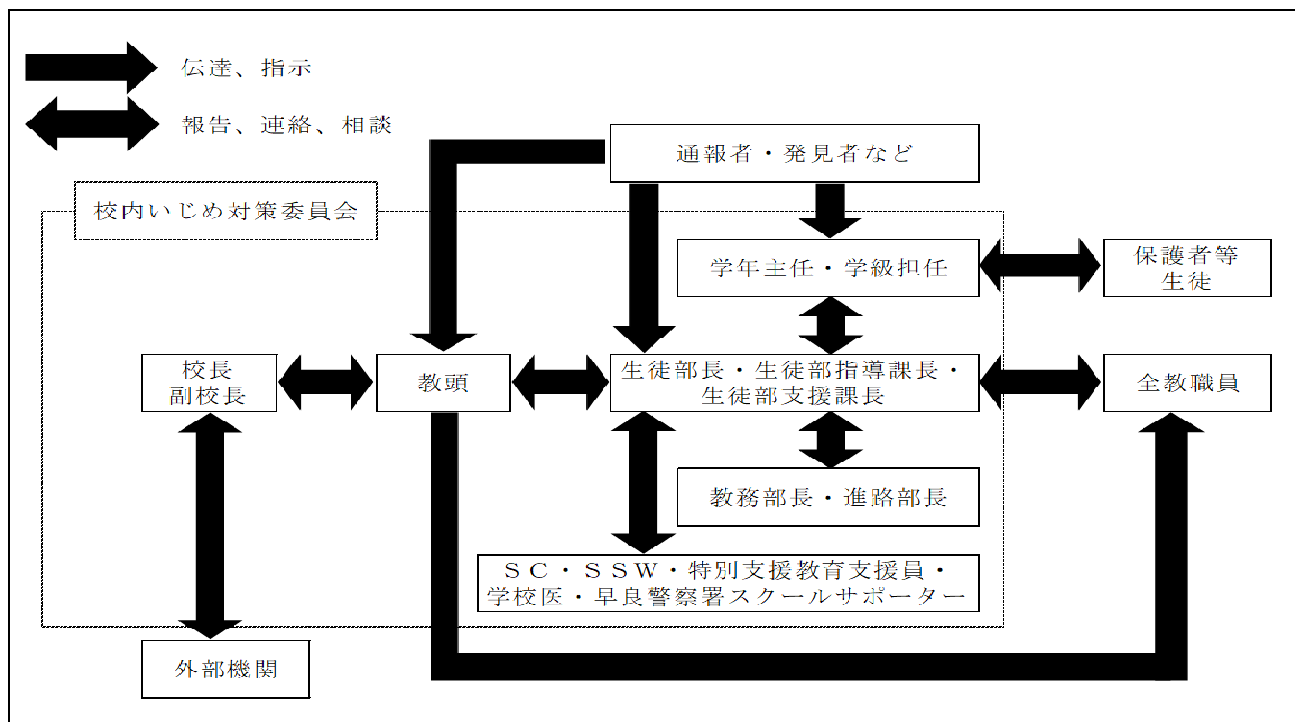
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ること(国の基本

方針P30)を踏まえ、速やかに対応するために以下のチャートの流れに従い、報告・連絡・相談を行う。報告や連絡は可能な限り迅速に行い、随時経過報告を行う。緊急の場合は直接管理職に報告する。

いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から電話とFAXで第一報を行う。

なお、部活動において顧問等がいじめを発見、または報告を受けた場合も上記と同様の対応を行う。さらに部活動指導員、非常勤講師等にも部活動指導を開始する前に本対応について周知する。



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。また、親しい友人や教職員など、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ② 保護者等に対して、いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者等の不安を除去する。
- ③ 状況に応じていじめられた生徒およびその保護者等に対してSC・SSW・特別支援教育支援員による面談の実施、専門医への受診を勧めるなど、メンタルケアを継続して行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、必要に応じて別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。必要に応じて所轄警察署等とも連携して対応する。
- ② いじめた生徒の保護者等に対しては、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の指導方法、学校との連携について話し合う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやし立てるような行為を行った生徒に対しては、それはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係を修復し、好ましい集団生活が送れるよう支援する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、県教育委員会と相談しながら対応する。
また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求め、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに所轄警察署に通報する。
- ② 学校における情報モラル教育を推進するとともに、保護者等にも理解を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされ、いじめ対策委員会での会議により校長が解消したと判断した場合である。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断することもある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 重大事態が発生した場合、即座に県教育委員会を通じて県知事へ報告する。
- ② 重大事態が発生した場合、「いつ（いつ頃から）」「誰から（誰達から）」「どのような態様であったか」を明確にする調査を行うことで、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどの

ような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を明らかにし、学校が事実と向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒およびその保護者等に対し、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を適切に提供し、調査結果によって得られた事実関係について説明する。調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者等の調査結果に対する所見を含める。
- ② 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事へ報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

「いじめ対策委員会」：下記(2)の役割と機能

「重大事態調査委員会」：下記(3)の役割と機能

(2) 法第22条に係る組織の役割と機能

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの疑いに関するもの、および生徒の問題行動に係る情報の収集、記録、共有化を図る役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時は即時に緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、および保護者等の対応・連携等を組織的に実施するための役割を担う。
- ⑤ 学校基本方針等について地域や保護者等の理解を得ることで、いじめの問題の重要性と認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) 法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。客観的な事実関係を速やかに調査すること、および当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の見直し

取組ごとに設定した目標について学期末毎に取組評価アンケートを実施する。その集計結果をいじめ対策委員会にて確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を評価する。また、評価に関しては、それらの取組がいじめ防止にどのように効果があったのかについて考察し、学校評価の項目に位置付けて、取組の内容や方法の見直しを検討する。

(2) 留意事項

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取組状況および達成状況を評価し、改善に取り組むこと。